



総務省行政相談センター

まぐみみ沖縄

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications令和6年3月22日
沖縄行政評価事務所

知的障害者のための投票環境の整備の推進について ～行政改善推進会議の意見を踏まえ、県・市町村選挙管理委員会に参考連絡～

総務省沖縄行政評価事務所(所長:仲里均)は、以下の行政相談を受け、民間の有識者で構成する行政改善推進会議(座長:宮國英男弁護士)の意見を踏まえ検討した結果、本日、沖縄県選挙管理委員会及び県内全41市町村の選挙管理委員会に対して参考連絡を行いました。

行政相談の要旨

私は、NPO法人で知的障害者の自立支援センターを運営している。

令和4年7月の参議院議員選挙の際、意思の伝達や文字を書くことは余りうまくできないものの、家族の補助で投票できるものと思い投票所に行った。しかし、投票所の職員から家族の補助は認められないと言われ、やむなく投票を諦めたということを聞いたことがある。

知的障害者でも投票できるはずなのに、知的障害者を持つ世帯やその関連施設には、投票に当たってどのような支援が受けられるのか、具体的な情報提供がない。投票を希望する知的障害者が円滑に投票できるよう、代理投票制度の事前案内や、投票支援カード、コミュニケーションボード(注)の用意など、知的障害者のための投票環境の整備を行ってほしい。

(注)「代理投票制度」、「投票支援カード」及び「コミュニケーションボード」の説明については、p.3の「用語の説明」、別添の資料例を参照。

参考連絡事項

⇒詳細は参考連絡 p.1～2 参照

⇒ 市町村選挙管理委員会

- 代理投票制度の仕組みや、知的障害者等の選挙人が受けられる支援(投票支援)について、積極的な周知を行うこと
 - ・ 市町村広報誌、ホームページ、選挙公報を活用するなど
 - ・ 各市町村の福祉部局と協力し、福祉窓口でも周知
- 意思確認ツールを投票所に備え置き、積極的な利用を図ること
- 投票事務従事者等に対し、十分な研修等を行うこと

⇒ 沖縄県選挙管理委員会

- 代理投票制度の仕組みや、投票支援について、積極的な周知を行うこと
 - ・ 県広報誌、ホームページを活用するなど
 - ・ 特別支援学校や知的障害者関係団体に対し周知
 - ・ 県福祉部局と協力し、福祉窓口でも周知
- 市町村選挙管理委員会に対し、必要な助言・支援を行うこと

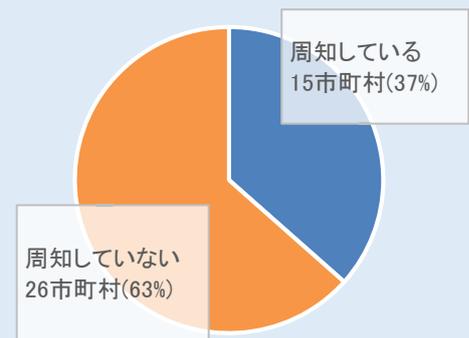
当事務所は、沖縄県内全 41 市町村の選挙管理委員会を対象に、知的障害者に対する投票支援の状況について、①代理投票制度の周知状況、②投票支援カードやコミュニケーションボード(意思確認ツール)の作成・用意状況、③投票事務従事者に対する投票支援についての事前説明の実施状況等を調査

① 代理投票制度の周知状況は？

周知していない市町村は 41 市町村中
26 市町村(約 6 割)

※ 周知していない理由は、「投票所において説明しているため」が 10 市町村、次いで「必要性が余りないため」が 7 市町村など

図1 代理投票制度の周知

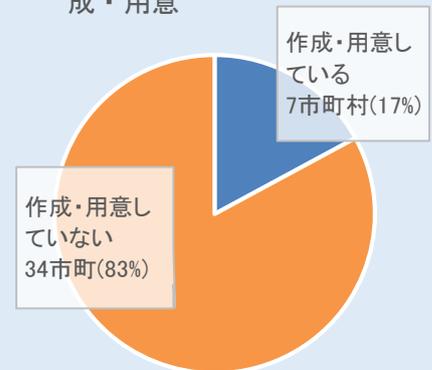


② 意思確認ツールの作成・用意の状況は？

作成・用意していない市町村は 41 市町村中
34 市町村(約 8 割)

※ 作成・用意していない理由は、「必要な支援は口頭で確認しているため」が 13 市町村、次いで「どのように作成すれば良いか分からないため」が 11 市町村など

図2 意思確認ツールの作成・用意

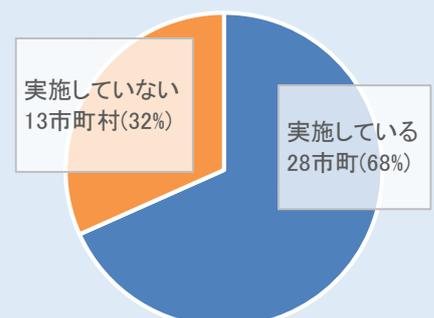


③ 投票事務従事者に対する投票支援についての事前説明の実施状況は？

実施していない市町村は 41 市町村中
13 市町村(約 3 割)

※ 実施していない理由は、「認識が不足していたため」が 6 市町村、次いで「経験豊富な職員が対応しているため」が 3 市町村など

図3 投票事務従事者に対する投票支援についての事前説明



代理投票制度の事前周知について

- 選挙管理委員会は代理投票制度について周知する必要がある。
- 例えば、市町村広報誌や選挙公報に制度の説明を記載するなど、代理投票制度の事前周知が必要ではないか。
- 選挙管理委員会と福祉部局が連携し、その両方から周知が行われると良いのではないか。
- 知的障害者支援団体や特別支援学校に対しても周知してはどうか。

意思確認ツールの利用について

- 投票支援カード等を投票所の入口に置いておく方が良いのではないか。

投票事務従事者に対する研修等について

- 障害者への対応方法を知っている必要があるため、投票事務従事者に対する研修も重要である。

～用語の説明～

◆ 代理投票制度

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 48 条に基づく制度で、選挙人が、心身の故障その他の事由により、自ら候補者の氏名を記載することができない場合、投票事務従事者(投票所の係員)に代筆してもらうことができる制度である。

◆ 投票支援カード

投票時に支援を必要とする人が、必要とする支援の内容を記載し、投票所の係員に渡すことで支援してほしいことを把握してもらうためのものである(別添の資料1参照)。

◆ コミュニケーションボード

よくある問合せ等についてイラストや文字で記載し、指さして必要な支援を伝えることができるものである(別添の資料2参照)。

(*) 行政改善推進会議

行政改善推進会議とは、行政相談を端緒として、行政の制度・運営に係るものの改善について、民間有識者の意見を聴取し、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政の改善を効果的に推進するために開催しているもので、弁護士、学識経験者、報道機関、経済団体等の関係者で構成されています(令和6年2月8日付けで行政苦情救済推進会議から名称変更)。

(行政改善推進会議の構成員(令和6年2月8日現在。座長以外五十音順))

(座長)宮 國 英 男 弁護士(元沖縄弁護士会会長)
 赤 嶺 和 子 NPO 法人消費者センター沖縄理事長
 小那覇 安 剛 (株)琉球新報社論説委員長
 田 端 一 雄 (一社)沖縄県経営者協会専務理事
 西 山 千 絵 琉球大学大学院法務研究科准教授
 真 壁 恵 修 沖縄行政相談委員協議会会長

【問合せ先】

担当:主任行政相談官 永尾
 行政相談官 山内
 電話:098-866-0145(代表)

とうひょうしえん 投票支援カード

とうひょう てつだ ひつよう かた か にゆうじょうけん
投票にお手伝いが必要な方は、このカードに書いて入場券
(はがき) と一緒に投票所の係員に渡してください。

あなたがしてほしいことを選んでください。

とうひょうようし か だいひつ
投票用紙に代わりに書いてほしい(代筆してほしい)。

そのほかの手伝ってほしいことを書いてください。

()

れい こえ ゆうどう
(例) ・声をかけてゆっくりと誘導してほしい。

て あんない
・手をつないで案内してほしい。

こうほしゃめい よ
・候補者名を読んでほしい。

つか
・コミュニケーションボードを使ってほしい。

びょうき た じじょう とうひょうようし もじ か かた
・病気やケガ、その他の事情によって投票用紙に文字を書くことができない方
か とうひょうじょ かかりいん ほんにん しじ だいひつ
に代わり、投票所の係員がご本人の指示どおりに代筆します。

ほんにん か とうひょうじょ かかりいん とうひょうようし か ほうりつ みと
・ご本人の代わりに、投票所の係員が投票用紙に書くことは法律で認め
られています。

とうひょうじょ かかりいんいがい かぞく どうこうしゃ か か
・投票所の係員以外の家族や同行者が代わりに書くことはできません。

コミュニケーションボード

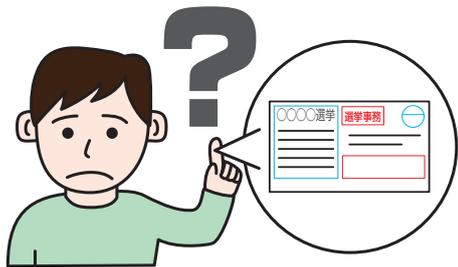
投票所

なに てっだ
何かお手伝いできますか？

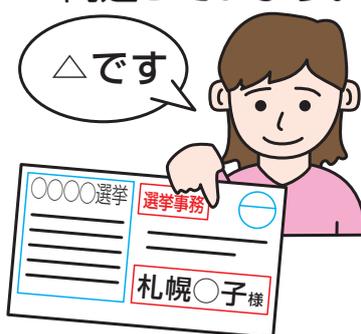
さんぎいんぎいんせんきょよう
参議院議員選挙用

Q1 投票所案内はがきが
ありません。

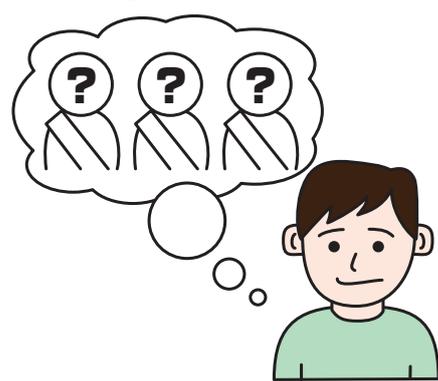
- ・郵送されていない。
- ・家に忘れた。・無くした。



Q2 投票所案内はがきに
書いてある内容が
間違っています。



Q3 候補者が
わかりません。



Q4 字が小さくて
読めません。



Q5 字が書けません。



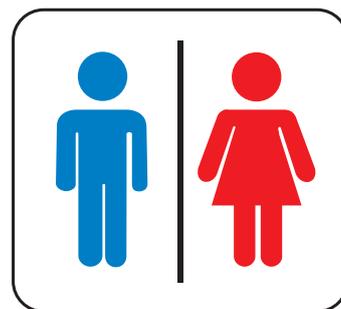
Q6 書き間違えました。



Q7 書き方が
わかりません。



Q8 トイレは
どこですか？



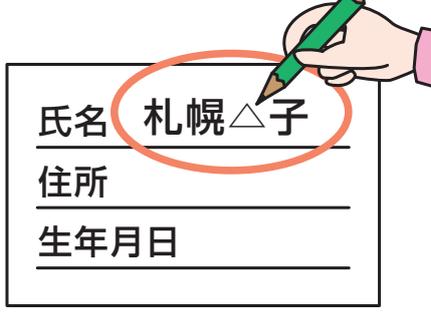
おうたいほうほう りめん

対応方法は裏面です

A1 かくにん 確認しますので、
なまえ お名前、じゅうしょ ご住所、
せいねんがっぴ 生年月日を
おし 教えてください。



A2 たいへん しつれい 大変失礼しました。
ただ 正しいお名前、
せいねんがっぴ ご住所、生年月日を
おし 教えてください。



A3 せんきょこうほう 選挙公報をお貸し
か します。
とうひょうきさいだい また、投票記載台に
こうほしやいちらん 候補者一覧を掲示し
けいじ ています。



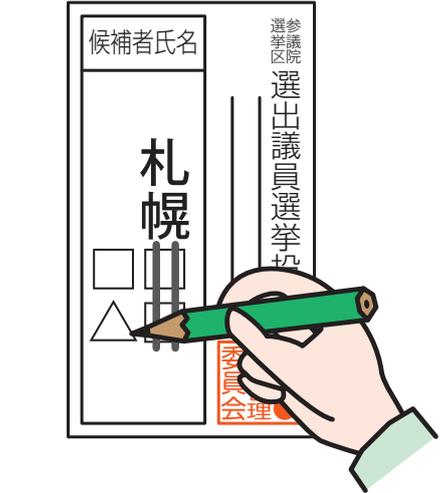
A4 ろうがんきょう 老眼鏡か
かくだいきょう ルーペ(拡大鏡)を
か お貸しします。



A5 ほじょしゃ 補助者(職員)が
しよくいん 代わりに書きます。



A6 にじゅうせん 二重線で
ていせい 訂正してください。



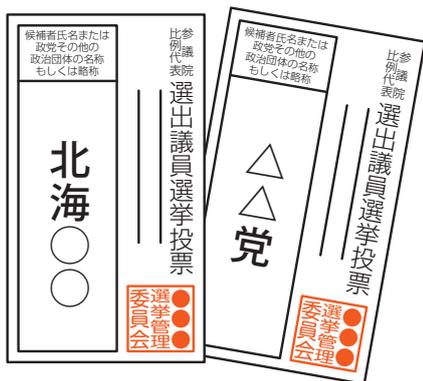
A7 選挙区は

① こうほしや 候補者の
なまえ 名前を書いて
か ください。



比例代表は

② こうほしや 候補者(名簿登載者)の
めいぼとうさいしや 名前
なまえ または政党等の名前を
せいとうとう 書いてください。



A8 あんない ご案内します。

